

令和 6 年 6 月 26 日現在

機関番号：12101

研究種目：基盤研究(C)（一般）

研究期間：2017～2023

課題番号：17K03527

研究課題名（和文）国際消費者運動のアイロニー

研究課題名（英文）The Irony of International Consumer Movement

研究代表者

井上 拓也（Inoue, Takuya）

茨城大学・人文社会科学部・教授

研究者番号：70291284

交付決定額（研究期間全体）：（直接経費） 3,000,000円

研究成果の概要（和文）：本研究は、国際消費者機構（CI）を中心とする国際消費者運動において、消費者の経済的利益よりもその社会的責任が重視されがちなこと、またそれが先進国よりも豊かではない途上国の消費者団体によって推進されがちなことという皮肉な状況を、顧客消費者団体と市民消費者団体という、提供する選択的誘因によって区別される消費者団体の2つのモデルの相違によって説明する。

研究成果の学術的意義や社会的意義

本研究は、国際消費者運動における消費者の経済的利益と社会的責任という2つの目的の優先順位の交代を事例として、組織の当初の目的が、それが構成員に提供する選択的誘因に応じて変化する可能性を検討している。このことは、政治学を始めとする社会科学における重要な論点である集合行為の問題、とくに組織の目的と選択的誘因の種類の関係の問題に連なるという意味で、学術的な意義を持つ。また消費者政策・消費者行政・消費者運動の実務の場面で、とくに先進国と途上国の関係者の間に生じている、同床異夢的な擦れ違いの理解に資するという意味で、社会的な意義を持っている。

研究成果の概要（英文）：In the international consumer movement led by Consumers International (CI), it seems that consumers' social responsibility is emphasized more than their economic interests, and this policy is promoted more by consumer groups in less affluent developing countries than by groups in affluent advanced countries. This study examines this ironic situation by explaining the differences between two models of consumer groups: customer consumer groups and citizen consumer groups, which are classified by the selective incentives they offer to their members.

研究分野：社会科学

キーワード：消費者団体 消費者運動 消費者政策 市民社会 利益団体

1. 研究開始当初の背景

申請者は、研究の全体的な構想としては、公共利益の実現をめぐる集合行為を、消費者団体の組織形成・維持や影響力行使を事例として検討している。

申請者は、本研究の開始まで、主要先進国の消費者団体を、顧客消費者団体と市民消費者団体という2つのモデルによって説明してきた。は、製品テストに基づく消費者情報という物質的便益を選択的誘因として、大衆基盤の多数の消費者を会員とする組織の強固な団体である。それに対しては、社会的な貢献感や正義感などの精神的便益を選択的誘因として、意識の高い少数の消費者を会員とする組織の強固でない団体である。は、多数の会員が自らの消費生活に資する物質的便益を求めるために、基本的には消費者の経済的利益(価格や品質など)を重視する。しかしは、少数の会員が自らの気分的優越に資する精神的便益を求めるため、消費者問題が注目されている時期には消費者の経済的利益を重視するが、環境問題や労働問題が注目される時期にはその社会的責任(環境や労働者など)を重視するようになる。そしてが先進国で主流の消費者団体となっているのに対し、が一部の先進国、および途上国で主流の消費者団体となっているのである。

そこで申請者は、とくにについて、消費者のアメリカ・モデルとでも呼ぶべき消費者同盟(Consumers Union: CU)を起源とするそれが、ヨーロッパなどの先進国にどのように受容され、どのように展開してきたかを検討してきた。そしてその過程で、先進国のによって1960年に結成され、また現在でも財政的に大きく支えられている国際消費者機構(Consumers International: CI)が、その後の歴史的な展開の中で、途上国のを多数派の会員とするようになった経緯に関心を持つようになった。またその展開に合わせて、CIを中心とする国際消費者運動において、消費者の経済的利益よりもその社会的責任のほうが重視されるようになってきたことに気付いた。つまりそこでは、経済的に豊かではないゆえに意識の高い少数者しか消費者団体に加入できない途上国のが多数派を占めており、消費者の社会的責任が重視されるようになったと考えられるのである。

2. 研究の目的

以上のような背景の下で開始された本研究の目的は、CIを中心とする国際消費者運動において、消費者の経済的利益よりも社会的責任が重視されがちなこと、しかもそれが先進国よりも経済的に豊かではなく基礎的な経済的利益を重視すべきはずの途上国の消費者団体によって推進されがちであるという皮肉な状況を、とという消費者団体のモデルの相違によって説明することである。

そこで本研究は、この大きな目的を達成するために、とのモデルを用いつつ、より具体的には以下の3点を明らかにすることを目的とする。すなわち第一は、CIにおける政策的な優先順位が、設立当初の消費者の経済的利益から、今日のその社会的責任へと変化してきた経緯を明らかにすることである。第二は、先進国のが、CIを設立し、現在でもそれを財政的に支えながら、そこにおける影響と関心を弱めてきた経緯を明らかにすることである。そして第三に、一部の先進国、および途上国のが、地球環境問題の深刻化やSDGsの追求などを背景に、CIにおける影響と関心を強めてきた経緯を明らかにすることである。

3. 研究の方法

本研究は、上記の3つの目的を達成するために、以下のような方法を採用することとした。

第一に、CIの主な選好が設立当初の消費者の経済的利益から今日の社会的責任へと変化してきた経緯を明らかにするために、過去22回のCI Word Congressの議題の変化、およびそれと連動した組織の変化を辿る。とくに後者の点について重要なのは、CIが1960年にInternational Organization of Consumer Unions: IOCUとして設立され、1995年に現在のConsumers International: CIへと改称したことである(日本語名はともに国際消費者機構で変化なし)。このことは、最大の設立団体であるアメリカのCUに類するの連絡団体であったIOCUが、途上国の団体の増大、地球環境問題の深刻化などを背景に、を含むCIへと変化していったことを、文字通り示しているからである。そこで本研究では、まずロンドンのCI本部を訪れて資料収集とインタビューを行い、設立以来の会員名簿によって会員団体の変化を辿るとともに、World Congressの主要な議題の変化を辿り、両者の相関を明らかにしようとした。

第二に、先進国のが、CIを設立し、現在でもそれを財政的に支えながら、そこにおける影響と関心を弱めてきた経緯を明らかにするために、アメリカのCU、イギリスの消費者協会(Consumers' Association: CA)、ベルギーのTest-AchatsなどのCIへの関与の変化を辿る。また1988年に設立の地域的連絡組織である大西洋消費者対話(Trans-Atlantic Consumer Dialogue: TACD)、1990年に設立の機能的連絡組織である国際消費者研究テスト機構(International Consumer Research & Testing: ICRT)に示される、先進国のによるCIとは別の国際消費者運動の展開を辿る。そこで本研究では、アメリカ、ヨーロッパ各国、オーストラリアのに相当する団体を訪れて、資料収集とインタビューを行うこととした。また合わせて、

ロンドンの TACD と ICRT を訪れて、資料収集とインタビューを行うこととした。

第三に、一部の先進国、および途上国の が、地球環境問題の深刻化や SDGs の追求などを背景に、CI における影響と関心を強めてきた経緯を明らかにするために、クアラルンプールの CI アジア太平洋支部とサンチャゴのラテンアメリカ支部を訪れ、そこに集結する途上国の消費者団体について、資料収集とインタビューを行うこととした。

4. 研究成果

本研究は、2017 年度から開始されたが、2019・2020 年度にコロナ禍に見舞われることとなった。またコロナ禍に端を発する 2020 年に発生したライフイベント上の問題により、宿泊を伴う出張は国内についてすら不可能な状態となり、それが現在まで継続してしまった。そのため本研究は、状態の改善を期待しつつ期間の延長を繰り返したが、結局、交付された直接経費 300 万円のうち 230 万円以上を支出できないまま、ほぼ休止状態になってしまった。

上記の目的のうち、第一の目的については、2017 年度にロンドンの CI 本部を訪れ、資料収集とインタビューを行った。その結果、会員団体の変化と World Congress の主要な議題の変化の関連につき、仮説として十分に成立しうるという見解を得た。しかし、CI 本部では 1960 年設立以来のすべての会員名簿が保存されておらず、資料を十分に検討しつくしたとは言えない状態となった。そこで、本研究に先立ってニューヨーク州ヨンカースの CU 本部を訪れた際に、そこに CI の会員名簿が保存されていることを知っていたので、第二の目的との関連も合わせ同本部を訪れようとしたが、コロナ禍などのために訪問不可能となった。結果として、仮説は十分に立証できなかった。

第二の目的については、先進国の を訪問し資料収集とインタビューを行う予定であったが、同様に前記の事情により不可能となった。しかし、本研究に先立つ訪問で集めていた資料、およびオンラインで収集できた資料により、主要な につき検討を加えた。そしてその過程で、本研究の目的を超えた範囲となるが、非営利組織一般の検討、主要国の消費者政策担当機関の検討、および に相当する主要な消費者団体の再検討が必要となり、それらに関する論考などを発表した。

第三の目的については、CI のアジア太平洋支部とラテンアメリカ支部を訪問し資料収集とインタビューを行う予定であったが、その切っ掛けすらつかめないままに終わってしまった。

以上のように本研究は、とくに 2020 年に発生したライフイベント上の問題により、交付された直接経費を支出することもできず、ほとんど成果を出しえぬまま期間を終了してしまった。しかし本研究のテーマは、今もなお十分に学術的な検討に値するものであることに変わりはない。CI を中心とする国際消費者運動において、消費者の経済的利益よりも社会的責任が重視されがちなこと、しかもそれが先進国よりも経済的に豊かではなく基礎的な経済的利益を重視すべきはずの途上国の消費者団体によって推進されがちであるという皮肉な状況は、一時ほどではないにしても依然として継続していると考えられる。したがって現在置かれた状態が改善した後、部分的な発展を伴いつつ、このテーマに改めて取り組みたいと考えている。

5. 主な発表論文等

〔雑誌論文〕 計2件（うち査読付論文 0件 / うち国際共著 0件 / うちオープンアクセス 2件）

1. 著者名 井上拓也	4. 巻 2
2. 論文標題 アメリカ連邦政府の消費者行政機関	5. 発行年 2023年
3. 雑誌名 茨城大学人文社会科学部論集	6. 最初と最後の頁 245-264
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスとしている（また、その予定である）	国際共著 -

1. 著者名 井上拓也	4. 巻 4巻
2. 論文標題 消費者協会（フィッチ？）の組織と選択的誘因提供のメカニズム	5. 発行年 2019年
3. 雑誌名 茨城大学人文社会科学部紀要社会科学論集	6. 最初と最後の頁 13-28頁
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスとしている（また、その予定である）	国際共著 -

〔学会発表〕 計0件

〔図書〕 計1件

1. 著者名 茨城大学法学メジャー	4. 発行年 2019年
2. 出版社 尚文社	5. 総ページ数 323
3. 書名 エレメンタリー法学・行政学	

〔産業財産権〕

〔その他〕

-

6. 研究組織

氏名 （ローマ字氏名） （研究者番号）	所属研究機関・部局・職 （機関番号）	備考
---------------------------	-----------------------	----

7. 科研費を使用して開催した国際研究集会

〔国際研究集会〕 計0件

8 . 本研究に関連して実施した国際共同研究の実施状況

共同研究相手国	相手方研究機関
---------	---------